

北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会会則

令和3年1月28日

(名 称)

第1条 本後援会の名称は、北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会（以下「本会」という。）と称し、事務局をNPO法人恵庭市体育協会（北海道恵庭市黄金中央5丁目199-2 恵庭市総合体育館内）に置く。

(目 的)

第2条 本会は、北海道日本ハムファイターズ（以下「ファイターズ」という。）の後援を通じて、地域の活性化及び青少年育成を支援し、ファイターズとともに活動していくことを目的とする。

(活 動)

第3条 本会の活動は、以下のとおりとする。

- (1) ファイターズの応援、球場での団体観戦
- (2) ファイターズファンの拡大と本会への加入促進
- (3) ファイターズ及び本会の活動の広報・宣伝
- (4) 会員相互の親睦
- (5) 地域活性化及び青少年の健全育成に関する活動（野球教室・交流会・講演会など）
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(入 会)

第4条 本会の入会する者は、以下のとおりとする。

- (1) 前条の目的・活動内容に賛同できる人
- (2) 各後援会事務局と連絡が取れる人（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の提示）
- (3) 営利や他の目的に利用しない人
- (4) 暴力団等の反社会的勢力の構成員もしくは構成員等と関係がない人

(会 員)

第5条 本会の会員は以下のことを満たすものとする

- (1) 会員は、必ず北海道日本ハムファイターズオフィシャルファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）に入会しなければならない。
- (2) 会員は、本会とファンクラブが別の組織であることを確認する。
- (3) 会員は、各球場の規則を守り、係員の指示に従う。
- (4) 会員は、応援マナーを守り、周りのお客様と協力して楽しい観戦を行う。
- (5) 会員は、ファイターズ及び後援会を利用した営利活動は行わない。

- (6) 会員の入会承認、罷免、除名権限は役員会が有する。
- (7) 会員は、会員の住んでいる地域以外の後援会に入会することができない。ただし、住んでいる地域に後援会が無い場合は、近隣地域の後援会の入会を認める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以下
- (3) 理事 4名以上7名以下
- (4) 監査 2名

その他必要に応じ、会長が指名するものを役員会に加えることができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、各後援会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時にはこれを代行する。
- (3) 理事は、企画運営について立案及び運営を行う。
- (4) 監査は、本会の業務と会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は以下のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- (2) 本業での転勤及びやむを得ない理由により役員に欠員が生じたときは補充役員を会長が指名し、役員会で承認する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第9条 各後援会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、総会により会長がこれを委嘱する。

(総会、役員会)

第10条 本会の総会は、次のとおり行う。

- (1) 総会は、年1回の開催とする。ただし、会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。
- (2) 総会は、会則、事業計画、予算、決算、役員を選出及びその他必要事項を決定する。
- (3) 総会は、会員の出席をもって構成し、議長は会長があたる。
- (4) 議決は、全出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。

2 本会の役員会は、必要事項の協議、推進にあたり総会の議決に従い会務を処理する。

(1) 役員会は、第6条第1項から第4項までに掲げる役員をもって構成する。

(2) 役員会は、前項第2号の議事事項を決議するほか、後援会の業務を執行し、必要の都度開催する。

(3) 役員会における議決は、全出席者の過半数の賛成により決する。

(会 費)

第11条 本会の会費は、年額4,600円とする。内訳は、後援会年会費1,000円とオフィシャルファンクラブ年会費3,600円

2. その他特別な場合、会員の承認を得て特別会費の徴収を行う場合がある。

3. 年度途中で退会する場合は、年会費の返金はないものとする。

(会 計)

第12条 本会の会計は、会費及びその他の収入により賄う。

2. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

(罷免及び強制除名、退会)

第13条 次に該当する会員は、役員会承認のもと罷免、強制除名又は退会とする。

(1) 本会の会則に違反した場合。

(2) 罪を犯し、又はそれに関わった場合。

(3) ファイターズ及び本会を利用し、営利目的の活動並びに会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合。

(4) 観戦マナーや素行が著しく悪く、注意を即しても他人に迷惑をかけた場合。

(5) 本人から退会届けが提出された場合。

(6) 本人が死亡した場合。

(7) 期日までに本会年会費を納入しない場合。

(8) 会員が暴力団等の反社会的勢力の構成員や構成員等と関係していた場合。

(免 責)

第14条 本会は、本会の活動中に、会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わない。

2. ファイターズは、本会の活動中に、会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとする。

(付 則)

この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会により協議し、会長がこれを定める。

(個人情報について)

- (1) 本会への入会申込時にご提供いただいた個人情報は、原則として本会事業の運営以外には使用いたしません。
- (2) 本会では、業務を円滑に遂行する上で、業務の一部を委託先に委託し、当該委託先に個人情報を委託する場合があります。この場合には委託先に対し、個人情報の取扱いに関する守秘義務の締結や適切な監督を行います。
- (3) 本会は、ご本人からあらかじめ同意を得ている場合、及び委託先に個人情報を預託する場合、又は以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示または提供をいたしません。
 - ア. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
 - イ. 法令に基づき開示・提供を求められた場合

この会則は、令和3年1月28日から施行する。